

エコアクション21認証・登録制度 「関係企業グリーン化プログラム」実施要領

一般財団法人 持続性推進機構（IPSuS）
エコアクション21中央事務局

1. 趣旨・目的

近年、日本のみならず世界中で顕在化している気候変動による自然災害、資源の枯渇、病原体の拡散など、その環境・社会・経済的な損失は甚大なものとなっています。こうした状況の中、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、新たな経済社会を構築することが人類にとって喫緊の課題として、待ったなしの取組が求められています。

環境省のガイドラインに基づく、我が国における中小企業の環境経営促進方策であるエコアクション21認証・登録制度の活用により、環境課題と経済・社会課題の同時解決を目指し、これまでも、その普及推進に努めてきたところあります。しかし、近年、社会課題が多様化する中、環境課題を起点とした目指すべき社会を構築するためには、我が国の企業の99%を占める中小事業者のエンパワメントが必要不可欠であり、それを加速化するために、中核となる企業・団体のイニシアティブのもと、日本をけん引する環境経営への取組を支援することを目的として、「関係企業グリーン化プログラム（GP）」を実施するものです。

2. 中核となる企業・団体の募集

(1) 応募要件

ア サプライチェーンマネジメント等の関係事業者による二酸化炭素排出量等の環境負荷を削減する取組への支援として、エコアクション21認証・登録制度を活用しようとする中核となる企業・団体であること。

イ 申込時に、3以上の関係事業者が本プログラムに参加し、エコアクション21認証取得に向けて取り組むことが確保できること。

ウ 本プログラムは、エコアクション21認証・登録を目指し、審査申込に向けた準備のためのプログラムであり、その意思のある事業者を対象とする。

エ 本プログラムは各地のエコアクション21地域事務局のサポートによる実施となるため、応募に際しては、中央事務局または近接の地域事務局に相談の上、応募すること。

※地域事務局一覧：<https://ea21.jp/inquiry/contact/>

(2) 応募期間

応募受付は通年とする。

(3) 応募方法

応募にあたって、以下の書類をエコアクション21中央事務局に電子メール（info@ea21.jp）にて提出する。

①実施申込書（様式1）【押印いただかなくて結構です】

②本プログラムへの参加の確保が見込まれる事業者のリスト（様式2）

※様式1：https://ea21.jp/files/kanren-initiative/GP_form1.docx

※様式2：https://ea21.jp/files/kanren-initiative/GP_form2.xlsx

(4) 参加費

事業者の本プログラムへの参加費は無料。

※なお、認証・登録に係る審査費用及び認証・登録料は別途事業者が負担。

3. 実施方法及び認証・登録までのスケジュール等

(1) 事業者向け説明会の開催

近接の地域事務局と協働し、エコアクション21の認証取得を希望する事業者を広く募り、本プログラムの事業者向け説明会を開催する。

(2) 参加事業者の確定及び実施申込

説明会の開催等により本プログラムに参加する3以上の事業者を確保後に、参加事業者リスト（様式2）を添えて、実施申込書（様式1）を中央事務局へ電子メールにて提出する。

(3) 勉強会の開催

①集合形式の勉強会の開催

近接の地域事務局と協働し、エコアクション21登録審査員を講師として、集合形式の勉強会を5回程度実施する。なお、講師費用（謝金、旅費、資料代）は、エコアクション21中央事務局が負担する。

②「環境経営レポート」の作成

参加事業者は、勉強会を通じた指導・支援のもと、環境マネジメントシステムを構築・運用し、自らが定めた環境活動計画等に基づき3ヶ月以上取り組んでいただき、その取組に関する評価及び見直しを行い、結果を取りまとめた「環境経営レポート」を作成する。

(4) エコアクション21登録審査の申込み及び受審

参加事業者は、「環境経営レポート」を作成した後、担当地域事務局へ認証・登録のための審査申込を行い、担当地域事務局が選任した担当審査員による登録審査を受ける。

(5) エコアクション21認証・登録

登録審査後に、判定委員会で判定を行い認証・登録の可否を決定する。

【問い合わせ先】

エコアクション21中央事務局 G P担当

電話：03-6380-3127 FAX：03-6380-3128

Email：info@ea21.jp

【エコアクション21の環境政策上の位置付け】

エコアクション21は、環境省の様々な計画等の中で持続可能な社会を構築していく上での重要な施策の一つとして、位置付けられています（主なものを抜粋）。

■第五次 環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）

第2部 環境政策の具体的な展開

第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開

1.持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

（1）企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化

（バリューチェーン全体での環境経営の促進）

『ISO14001 や中堅・中小企業向けエコアクション21などPDCAサイクルを備えた環境マネジメントシステムについてバリューチェーン全体で導入されることを促進する。』

■「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）

『第3章 目標達成のための対策・施策 第2節 地球温暖化対策・施策 2. 分野横断的な施策

（2）その他の関連する分野横断的な施策

（d）事業活動における環境への配慮の促進

（略）

さらに、ISO14001 や中堅・中小企業向けエコアクション21などPDCAサイクルを備えた環境マネジメントシステムの普及を進め、環境経営の実効性を高めていくとともに、企業における従業員の教育を促すことで、事業活動における更なる環境配慮の促進を図る。

■優良産廃処理業者認定制度（平成23年4月運用開始）

環境省では平成23年4月1日に「優良産廃処理業者認定制度」を創設し、5つある基準のうちの1つである「環境配慮の取組」として、ISO14001 やエコアクション21等の認証を取得することが要件となっています。